

令和6年分の所得税確定申告について

令和6年分の確定申告を行うに当たり、次の事項が改正されておりますので、御注意して下さい。
 ～令和6年分所得税の主な改正事項～

1. 定額減税について

令和6年度税制改正に伴い、令和6年分所得税について定額による所得税額の特別控除（定額減税）が実施されることとなりました。定額減税の概要は以下のとおりです。

＜定額減税の対象となる方＞ 令和6年分所得税について、定額による所得税額の特別控除の適用を受けることができる方は、令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である方（給与収入のみの方の場合、給与収入が2,000万円以下である方）です。

＜定額減税額＞ 特別控除の額は、次の金額の合計額です。ただし、その合計額がその人の所得税額を超える場合には、その所得税額が限度となります。

- 居住者 ●納税者本人・・・・・・・・・・ 30,000円
- 同一生計配偶者・・・・・・・・・・ 30,000円
- 扶養親族・・・・・・・・・・ 一人につき30,000円

2. 住宅借入金等特別控除について

(1) 特例対象個人（注1）が、認定住宅等（注2）の新築若しくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得又は買取再販認定住宅等の取得（注3）をして令和6年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）を次のとおりとして所得税額の特別控除が適用できることとされました。

住宅の区分	借入限度額		
	改正前	改正後	
		特例対象個人	左記以外
認定住宅	4,500万円	5,000万円	4,500万円
ZEH水準省エネ住宅	3,500万円	4,500万円	3,500万円
省エネ基準適合住宅	3,000万円	4,000万円	3,000万円

(注) 1「特例対象個人」とは、年齢40歳未満であって配偶者を有する者、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養親族を有する者をいいます。

2「認定住宅等」とは、認定住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅をいい、「認定住宅」とは、認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいいます。

3「買取再販認定住宅等の取得」とは、認定住宅等である既存住宅のうち宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたもののその宅地建物取引業者からの取得をいいます。

(2) 特例対象個人である住宅被災者（注）が、認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得をして令和6年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合の再建住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）を次のとおりとして所得税額の特別控除が適用できることとされました。

(注) 居住の用に供していた家屋が、東日本大震災によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなった者をいいます

住宅の区分	借入限度額		
	改正前	改正後	
		特例対象個人	左記以外
認定住宅	4,500万円	5,000万円	4,500万円
ZEH水準省エネ住宅			
省エネ基準適合住宅			

(3) 認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得に係る床面積要件について、合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡に緩和（原則：50㎡）する措置が、令和6年12月31日以前（改正前：令和5年12月31日以前）に建築確認を受けた家屋について適用できることとされました。

3. 住宅特定改修特別税額控除について（子育て対応改修工事をした場合）

特例対象個人（年齢40歳未満であって配偶者を有する者、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者または年齢19歳未満の扶養親族を有する者をいいます。）が、自己が所有している居住用家屋について子育て対応改修工事等を行った場合において、その家屋を令和6年4月1日から同年12月31日までの間にその者の居住の用に供したときに、一定の要件の下で、一定の金額をその年分の所得税額から控除することができます。

この控除は、住宅ローン等の利用がなくても利用できます。

＜対象者＞ マイホームについて子育て対応改修工事を行った方

＜控除の適用を受けるための要件＞ 特例対象個人が子育て対応改修工事をした場合で、住宅特定改修特別税額控除の適用を受けることができるのは、次のすべての要件を満たすときです。

- 自己が所有する家屋について、子育て対応改修工事をして、令和6年4月1日から同年12月31日までの間に自己の居住の用に供していること。
- 子育て対応改修工事の日から6か月以内に居住の用に供していること。
- この特別控除を受ける年分の合計所得金額が、2,000万円以下であること。
- 工事をした後の住宅の床面積（注2）が50平方メートル以上であり、かつ、床面積の2分の1以上を専ら自己の居住の用に供していること。
- 2以上の住宅を所有している場合には、主として居住の用に供すると認められる住宅であること。

●子育て対応改修工事に係る標準的な費用の額(その工事等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合はその額を控除した額)が50万円を超えるものであること。

●工事費用の2分の1以上の額が自己の居住用部分の工事費用であること

<子育て対応改修工事>

子育て対応改修工事とは、次に掲げる工事をいいます。

●子育て対応改修工事を行う方が、次の(1)から(3)のいずれかに該当する特例対象個人であること。

- (1) 個人で、年齢 40 歳未満であって配偶者を有する者
- (2) 個人で、年齢 40 歳以上であって年齢 40 歳未満の配偶者を有する者
- (3) 個人で、年齢 19 歳未満の扶養親族を有する者

(注) 年齢または配偶者もしくは扶養親族に該当するかどうかの判定は、令和6年12月31日(これらの方が年の途中で死亡した場合には、その死亡の時)の現状によります。

●子育て対応改修工事とは、次のいずれかに該当する工事をいいます。

- (1) 住宅内における子どもの事故を防止するために行う工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 壁または柱の出隅を子どもの衝突による事故の防止に資する構造のものに改良する工事
 - ロ 床仕上げ材を子どもの転倒による事故の防止に資する構造のものに切り替える工事(5)ハに該当する工事を除く。)
 - ハ 転落防止のための手すりを取り付ける工事
 - ニ 戸を子どもの指の挟み込みによる事故の防止に資する構造のものに切り替える工事
 - ホ 乳幼児が危険な場所に侵入することを防止するための柵を取り付ける工事
 - ヘ コンセントを乳幼児の感電による事故の防止に資するものとして次に掲げる基準のいずれかに適合するものに切り替える工事

① その差込口が開閉する構造であること。

② 乳児の手が届かない高さにあること

- (2) キッチンを対面式のものに取り替える工事(6)ハに該当する工事を除く。)
- (3) 開口部を侵入防止対策上有効な措置が講じられたものとする工事
- (4) 棚その他の収納設備を増設する工事
- (5) 開口部、界壁または界床の防音性を高める工事であって、次のいずれかに該当するもの。

イ 窓の防音性を高める工事

ロ 界壁に防音上有効な下地材または仕上げ材を取り付ける工事

ハ 床仕上げ構造を重量床衝撃音または軽量床衝撃音の低減に資するものとするための工事

(6) 間仕切壁の位置を変更する工事であって、次のいずれかに該当するもの

イ 居間および食事室に該当しない居室のうち専ら子どもの就寝、学習、学びその他の用に供される居室を増設する工事

ロ 調理室および洗濯機、乾燥機その他の洗濯に必要な設備が設けられた洗面所、脱衣所その他の室を近接させる工事

ハ 調理をしながら居室を見渡しやすい構造とする工事

<住宅特定改修特別税額控除の控除額の計算方法>

控除額は、次のとおり計算します。

(注) AまたはBのそれぞれに対して算出された控除額のうち100円未満の端数金額は切り捨てます。

$$\text{控除額} = A \times 10\% + B \times 5\%$$

A 子育て対応改修工事の標準的な費用の額(工事の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、その補助金等の額を控除した後の金額。)(控除対象限度額を限度)(注1、2)

B 次の(1)、(2)のいずれか低い金額(1,000万円からAの金額を控除した金額を限度)(注3)

(1) 次のイとロの合計額

イ 子育て対応改修工事の標準的な費用の額のうち控除対象限度額を超える部分の額

ロ 子育て対応改修工事と併せて行う増築、改築その他の一定の工事に要した費用の額(補助金等の交付がある場合には当該補助金等の額を控除した後の金額)の合計額

(2) 子育て対応改修工事の標準的な費用の額

(注1) 子育て対応改修工事の標準的な費用の額とは、子育て対応改修工事の種類ごとに単位当たりの標準的な工事費用の額として定められた金額に、その子育て対応改修工事を行った床面積等を乗じて計算した金額をいい、増改築等工事証明書において確認することができます。

(注2) 子育て対応改修工事の控除対象限度額 令和6年4月1日以後居住の用に供した場合は、250万円

(注3) この控除と併せて次の控除の適用を受ける場合のBの金額は、次の(1)、(2)のいずれか低い金額(1,000万円から各改修工事に係るAの金額の合計額を控除した金額を限度)となります。

- ・省エネ改修工事をした場合(住宅特定改修特別税額控除)
- ・バリアフリー改修工事をした場合(住宅特定改修特別税額控除)
- ・耐震改修工事をした場合(住宅耐震改修特別税額控除)
- ・多世帯同居改修工事をした場合(住宅特定改修特別税額控除)

(1) 次のイとロの合計額

イ 各改修工事の標準的な費用の額のうち各改修工事の控除対象限度額を超える部分の額の合計額

ロ 各改修工事と併せて行う増築、改築その他の一定の工事に要した費用の額(補助金等の交付がある場合には当該補助金等の額を控除した後の金額)の合計額

(2) 各改修工事の標準的な費用の額の合計額

～参考～

● 仮想通貨の売却等による所得は、原則として確定申告をしていただく必要があります。

なお、仮想通貨に関する所得の計算方法等につきましては、FAQが国税庁ホームページに掲載されております。申告が必要な場合には御確認して下さい。

- ふるさと納税のワンストップ特例を申請された方のふるさと納税の申告漏れによる申告誤りが数多く見受けられるようです。ワンストップ特例を申請された方でも「医療費控除などの確定申告を行う場合」や「寄附先が5団体を超える場合」は、全てのふるさと納税の申告が必要となりますので御注意してください。
- 予定納税額の記載漏れによる申告誤りが数多く見受けられるようです。予定納税額は、税務署から送付された「令和6年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」に記載されていますので、予定納税額の記載漏れのないようご注意ください。国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーを利用して申告書の作成を行う場合、予定納税額の入力もれがないよう入力時にご注意してください。
- 復興特別所得税の記載漏れによる申告誤りが数多く見受けられるようです。確定申告書の作成に当たっては、復興特別所得税の記載漏れのないようご注意ください。

1.基礎控除（令和2年から改正）

これまで一律に一人38万円とされていた所得税の基礎控除について見直しが行われました。

- 合計所得金額が2,400万円以下の人には48万円に引き上げられます。
- 合計所得金額が2,400万円を超え2,500万円以下の人には段階的に減額されます。
- 2,500万円を超える人は基礎控除がゼロになります。基礎控除について、控除額を一律10万円引き上げるとともに、合計所得金額が2,400万円を超える個人についてはその合計所得金額に応じて控除額が逡減し、合計所得金額が2,500万円を超える個人については基礎控除の適用はできないこととされました。この結果、基礎控除額は、個人の合計所得金額に応じてそれぞれ次のとおりとなります。

合計所得金額（住民税は前年）	基礎控除（所得税）	基礎控除（個人住民税）
2,400万円以下である個人	48万円	43万円
2,400万円を超え2,450万円以下である個人	32万円	29万円
2,450万円を超え2,500万円以下である個人	16万円	15万円

2.扶養親族の範囲について（令和2年から改正）

扶養親族等の範囲について、次の改正が行われました。

- (1) 勤労学生の合計所得金額要件を75万円以下（改正前：65万円以下）に引き上げる。
- (2) 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を48万円以下（改正前：38万円以下）に引き上げる。
- (3) 源泉控除対象配偶者の合計所得金額要件を95万円以下（改正前：85万円以下）に引き上げる。

3.配偶者特別控除（令和2年から改正）

配偶者特別控除について、対象となる配偶者の合計所得金額要件を48万円超133万円以下（改正前：38万円超123万円以下）とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分を、それぞれ10万円引き上げることとされました。

4.青色申告特別控除について（令和2年から改正）

青色申告特別控除について、取引を正規の簿記の原則に従って記録している者に係る青色申告特別控除の控除額を55万円（改正前：65万円）に引き下げるとともに、取引を正規の簿記の原則に従って記録している者であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものに係る青色申告特別控除の控除額を65万円とすることとされました。

- (1) その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより「電磁的記録の備付け及び保存」又は「電磁的記録の備付け及びその電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存」を行っていること。
- (2) その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに電子情報処理組織（e-Tax）を使用して行うこと。

5.所得金額調整控除について（令和2年から改正）

所得金額調整控除が次のとおり創設されました。

- (1) その年の給与等の収入金額が850万円を超える居住者で、特別障害者に該当するもの又は年齢23歳未満の扶養親族を有するもの若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有するものの総所得金額を計算する場合には、給与等の収入金額（その給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円）から850万円を控除した金額の10%相当額を、給与所得の金額から控除する。
- (2) その年の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある居住者で、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超えるものの総所得金額を計算する場合には、給与所得控除後の給与等の金額（10万円を限度）及び公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を限度）の合計額から10万円を控除した残額を、給与所得の金額から控除する。

6.ひとり親控除について（令和2年から改正）

ひとり親控除が次のとおり創設されました。居住者がひとり親（現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない一定の者のうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。以下同じ。）に該当する場合には、ひとり親控除として、その者のその年分の総所得金額等から35万円を控除する。

- イ その者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除き、その年分の総所得金額等の合計額が48万円以下のものに限る。）を有すること。
- ロ 合計所得金額が500万円以下であること。
- ハ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる次に掲げる者がいないこと。
 - (イ) その者が住民票に世帯主と記載されている者である場合には、その者と同一の世帯に属する者の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされた者
 - (ロ) その者が住民票に世帯主と記載されている者でない場合には、その者の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄で

ある旨の記載がされているときのその世帯主

7.寡婦控除について（令和2年から改正）

寡婦控除について、次の見直しを行った上で、従前の寡婦（寡夫）控除を上記のひとり親に該当しない寡婦に係る寡婦控除に改組するとともに、寡婦控除の特例が廃止されました。

- ① 扶養親族を有する寡婦についても、上記6口の要件を追加する。
- ② 上記6ハの要件を追加する。

8.配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額（平成30年・令和2年から改正）

配偶者控除の額が次表のとおり改正され、**合計所得金額が1,000万円を超える所得者については、配偶者控除の適用を受けることはできないこととされました。**また、**配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下**とされ、その控除額が次表のとおり改正されました。

<配偶者控除>

居住者の合計所得金額	控除対象配偶者の控除額	老人控除対象配偶者の控除額
950万円超1,000万円以下	13万円	16万円
900万円超950万円以下	26万円	32万円
900万円以下	38万円	48万円

<配偶者特別控除>

「納税者の合計所得金額」と「配偶者の合計所得金額」に応じた控除額については、次のとおりです。

(1) 合計所得金額900万円以下の居住者

配偶者の合計所得金額	控除額
48万円超95万円以下	38万円
95万円超100万円以下	36万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	26万円
110万円超115万円以下	21万円
115万円超120万円以下	16万円
120万円超125万円以下	11万円
125万円超130万円以下	6万円
130万円超133万円以下	3万円

(2) 合計所得金額900万円超950万円以下の居住者

配偶者の合計所得金額	控除額
48万円超95万円以下	26万円
95万円超100万円以下	24万円
100万円超105万円以下	21万円
105万円超110万円以下	18万円
110万円超115万円以下	14万円
115万円超120万円以下	11万円
120万円超125万円以下	8万円
125万円超130万円以下	4万円
130万円超133万円以下	2万円

(3) 合計所得金額950万円超1,000万円以下の居住者

配偶者の合計所得金額	控除額
48万円超95万円以下	13万円
95万円超100万円以下	12万円
100万円超105万円以下	11万円
105万円超110万円以下	9万円
110万円超115万円以下	7万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超125万円以下	4万円
125万円超130万円以下	2万円
130万円超133万円以下	1万円

- (注) 1 合計所得金額が1,000万円を超える所得者は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。
- 2 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできませんので、いずれか一方の配偶者は、この控除を受けることはできません。

9.医療費控除（平成29年から改正）

医療費控除については、医療費の領収書の提出・提示が必要でしたが、医療費控除の明細書を提出することにより、領収書の提出・提示が不要となりました。この場合、医療費の領収書については、自宅で5年間保存していただく必要があります。また、健康保険組合などから「医療費のお知らせ」の交付を受けている方は、それを利用して医療費控除の明細書が簡単に作成できます。特定の医薬品を12,000円以上購入した場合の医療費控除の特例、いわゆるセルフメディケーション税制があります。セルフメディケーション税制の対象となる医薬品については、領収書に★印など表記がなされています。また、厚生労働省のホームページに対象となる医薬品の一覧が掲載されております。**通常の医療費控除とセルフメディケーション税制は、どちらか一方しか適用することができません。**どちらの制度が有利かご自身で確認して下さい。